答 申 情 第 ２ ０ ５ 号
令和７年１１月１３日

京　都　市　長　　様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　北　村　　和　生
（事務局　総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当）

京都市情報公開条例第１８条第１項の規定に基づく諮問について（答申）

令和７年３月２８日付け山地第３７４号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

山科区役所が保有する令和６年度の特定職員に係る文書に係る公文書公開請求拒否決定事案（諮問情第３４２号）

（別紙）

1　審議会の結論

処分庁が行った公文書公開請求拒否決定処分は、妥当である。

2　審査請求の経過

⑴　審査請求人は、令和７年２月７日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第６条第１項の規定により、「山科区役所地域力推進室が保有するＲ６年度の●●（職員名）、▲▲（職員名）に係るすべての公文書。ただし、Ｒ６年度山科福祉事ム所の生活保護事ムに係る不適切な事ム処理に関するもののみ」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

⑵　処分庁は、本件請求に対して条例第９条第１項及び第１０条第２項の規定により公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和７年２月２５日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

当該文書の存否を答えること自体が、当該職員と当該不適切事務との関連の有無が分かることとなり、条例第７条第１号の非公開情報を公開することになることから、条例第９条第１項の規定により、請求対象文書の存否を答えることができない。また仮にあるとしても、条例第７条第１号により非公開情報に該当するため。

⑶　審査請求人は、令和７年２月２７日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第２条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4　処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　本件請求に係る文書について

処分庁では、不適切事務が発生した際、関係職員に対する事情聴取を実施する監察業務を行っており、聴取後は摘録を作成することとしている。

本件請求による不適切事務とは、生活保護対象世帯に対し担当職員が必要な事務処理を怠り、本来支給を停止すべき生活保護費を支払っていた事案のことである。

⑵　審査請求人による本件審査請求の内容について

本件審査請求は、「Ｒ６年度山科福祉事ム所の生活保護に係る不適切な事ム処理をしたのは●●である事は、私は京都市公文書および職員名ボでかんたんに分る内容なので上記処分は憲法で保障された知る権利の侵害だ」ということを理由に、本件処分の取消しを求め、審査請求をしたも

のである。

⑶　条例第７条第１号に該当することについて

本件請求では特定の職員名を挙げて、特定の職員の不適切事務に係る文書の公開を求めているが、存否を答えること自体、特定の職員のプライバシーを著しく侵害することが明白であり、条例第７条第１号の非公開情報に該当する。審査請求人は「憲法で保障された知る権利」を主張のうえ、本件処分の取消しを求めているが、知る権利とはあくまでも個人のプライバシー権に抵触しない範囲で尊重されるべきものであり、濫用されるべきものではないと考える。

本件処分の取消しは、個人のプライバシー権を著しく侵害することに等しく、到底看過することはできない。

また、仮に本件請求に係る文書が存在するとしても、条例第７条第１号により非公開情報に該当する。

⑷　以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

５　審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　Ｒ６年度山科福祉事ム所の生活保護に係る不適切な事ム処理をしたのは●●である事は、京都市公文書および職員名ボでかんたんに分る内容なので本件処分は、憲法で保障された知る権利の侵害である。

⑵　処分庁は、本件処分の取り消しは、個人のプライバシー権を著しく侵害することに等しく、到底看過することはできないと主張しているが、プライバシーの侵害には当たらない。

⑶　京都市情報公開コーナーの職員録や、情報公開請求をした人事記録カードの内容から、不適切事務をしたのは●●であることと、懲戒処分を受けた職員が同定できる。

⑷　令和７年１月、私は、行財政局人事課職員に、「山科区役所の不適切な事務処理をやった職員は、●●ですよね」と大きな声で尋ねると「はい、そうですね。」と答えている。

⑸　▲▲は、当時、不適切事務に係る所属の担当課長だった旨、私との面談においてやり取りがなされている。本人が、不適切な事務処理を行った職員の担当課長と公表しているので、プライバシーの侵害に当たらないは火を見るより明らかである。

６　審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

⑴　本件請求に係る文書について

審査請求人はＲ６年度山科福祉事務所の生活保護事務に係る不適切な事務処理に関する、特定の職員に係る文書の公開を求めている。

⑵　公文書公開請求拒否決定について

公文書公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、条例第９条第１項は、当該公文書の存否を明らかにしただけで、条例第７条各号の非公開情報を公開することとなる場合に限り、例外として公文書の存否を明らかにしないで、当該公文書公開請求を拒否することができる旨を定めている。

当該規定の適用に当たっては、公開請求の対象となる公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を、条例第７条各号の規定の趣旨に照らして、具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の公開決定等により対応できる場合にまで拡大解釈されることのないよう、特に慎重な判断が求められる。

そのため、請求拒否を行うには、公文書の有無を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が明らかになること及び当該事実に条例第７条各号のいずれかに該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

⑶　本件処分について

ア　処分庁は、本件請求に対し文書の有無を答えるだけで、特定の職員と当該不適切事務との関連の有無が明らかになり、条例第７条第１号に規定する特定の個人が識別される非公開情報を公開し、当該職員のプライバシーを著しく侵害することが明白であると主張する。また、仮に本件請求に係る文書が存在するとしても、条例第７条第１号により非公開情報に該当することを併せて主張している。

イ　一方、審査請求人は、プライバシーの侵害には当たらない等の理由により、条例第７条第１号には該当しないと主張する。

ウ　条例第７条第１号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものであるが、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として、公開の対象となると考えられる。

エ　本件請求では、特定の職員の氏名を明示したうえで、当該職員に関する不適切事務に係る文書が請求されていることから、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分に該当する余地はある。

オ　しかしながら、京都市の基準によると、停職以上の処分に至らない懲戒処分では、被処分者の氏名は公表しないこととしており、これは、公務員としての責任と被処分者のプライバシーの利益の比較考量から定められた基準である。当審議会としても当該基準は尊重すべきであると考える。

カ　本件請求において明示された特定の職員の氏名は、京都市が正式に公表したものではないことから、当該不適切事務の関係職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別でき

るものであり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえない。

キ　また、処分庁が本件請求に係る公文書の存否を答えることによって、当該職員と不適切事務との関連の有無が明らかになることから、当該公文書の存否を明らかにしただけで、条例第７条第１号の非公開情報が明らかになる。

ク　したがって、当審議会としては、本件請求は、公開請求の対象となる公文書の存否を答えるだけで、条例第７条第１号の規定により保護されるべき利益が損なわれると認められるため、処分庁が本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

⑷　結論

以上により、「１　審議会の結論」のとおり判断する。

（参　考）

１　審議の経過

令和７年　　３月２８日　諮問
　　４月２５日　諮問庁からの弁明書の提出
　　５月２３日　審査請求人からの反論書の提出
　　１０月　７日　諮問庁の職員の口頭理由説明（令和７年度第６回会議）
　　１１月１３日　審議（令和７年度第７回会議）

※　審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

２　本件諮問について調査及び審議を行った部会

第１部会（部会長　北村　和生）